

お客様本位の業務運営方針

原則 1【お客様本位の業務運営方針の策定・公表等】

IG グループは、「Champion the Client（顧客第一主義）」の精神に基き、お客様へ、海外を含めた投資対象の多様な選択肢（商品）と取引方法の柔軟性をお届けするために、テクノロジーの進化に対応した商品の提供や、金融リテラシー向上のための投資教育等に重点をおく施策を実施しております。

IG グループの日本拠点である IG 証券株式会社（以下、「当社」といいます）は、取り扱う商品の特性上、すべてのお客様に適しているとは言えないまでも、多様な商品の提供を通じて、お客様の投資戦略やリスク許容度等に即した投資方法をご選択いただける機会を、これまでもデリバティブ取引や差金決済取引（CFD 取引）を通じて提供してまいりました。そのため、今後も引き続きお客様にご満足いただけるよう、当社として、ここに「お客様本位の業務運営方針」を策定し、その取組状況を定期的に公表するとともに、必要に応じてその内容についても適宜見直してまいります。

原則 2【お客様の最善の利益の追求】

当社としては、お客様の最善の利益を、「個々に異なる取引ニーズに応えられる多様な投資対象へのアクセスや取引手段を、そのときの市場環境に応じた最適な価格と取引コストで、お客様に有益な情報等もあわせて提供することによって、お客様がご自身の意思に沿った取引機会を発見し、取引を実行しやすい環境が整うこと」だと考えております。

- この実現に向けて当社は、お客様がニーズに合わせた幅広い投資対象を選択できるよう、国内、および海外における為替・株式・指数・商品等の多様な市場へのアクセスや、お客様のリスク管理に有用な機能の拡充、取引コストの透明化と市場環境に応じた最適化、お客様との利益相反の排除、既存商品では十分に満たされていないお客様の取引ニーズに応える新商品の開発等に引き続き取り組んでまいります。
- 役職員一人ひとりが、その担当する業務における高度な専門性と高い倫理観を発揮できるように、当社としては、商品知識の深度化やお客様へのサービスの向上、高い倫理観の醸成を目的とする社内教育を実施し、お客様に対して誠実・公正に業務を行うよう努めてまいります。
- このような業務運営が企業文化として定着するよう、当社では「Champion the Client（顧客第一主義）」の精神に基づく「行動規範」を定め、法令等を遵守するだけでなく、社会規範に沿った責任ある行動をとるよう努めてまいります。例えば、お客様との会話等のコミュニケーションをすべて録音し、その一部をサンプルとして定期的にモニタリングすることで、お客様に正確で適切なお案内がなされるよう、引き続き努めてまいります。

【取組の概要】

行動規範

トレードアナリティクス

アラート機能

原則 3【利益相反の適切な管理】

当社とお客様との取引は、IG グループをカバー先として 100%ヘッジされております。また IG グループも、そうしたお取引に関連するリスクをグループ内、もしくは市場で厳格にコントロールしているため、基本的にお客様との利益相反は生じにくいビジネスモデルとなっております。

しかしながら、当社および IG グループは、お客様に対する様々な金融サービスの提供を通じて、お客様と利益相反が生じる可能性があることも踏まえ、仮に同様の取引が発生した場合には、お客様の最善の利益を確保すべく、適切な措置を講じてまいります。

【取組の概要】

利益相反管理方針概要

原則 4【手数料等の明確化】

当社が提供する商品の手数料等は、当社ホームページに掲載するとともに、仮にお客様からお問い合わせいただいた際には、わかりやすい説明を心がけてまいります。

【取組の概要】

手数料

手数料 | 銘柄詳細情報

原則 5【重要な情報の分かりやすい提供】

当社が取り扱う商品は幅広く、かつデリバティブ商品であることを念頭に、提供するサービスのリスクや仕組みをお客様にご理解いただけるよう、当社として、わかりやすい説明を心がけてまいります。そのため、当社ホームページに学習コンテンツや動画による説明を掲載する等の工夫を凝らしてまいります。

また、取引システムの使いやすさを改善し、お客様の利便性向上に努めるとともに、重要な情報は、当社ホームページへの掲載や電子メールでの送信、電話等により、お客様への説明を適時行ってまいります。

なお当社は、提供する商品、および複数の金融商品やサービスをパッケージとして販売・推奨等することは行っておりません。

【取組の概要】

重要事項説明書

学習コンテンツ

ニュースリリース

システムレポート

マーケット状況

リスク記載

FX スプレッド提示率

バイナリー月次取引実績

原則 6【お客様にふさわしいサービスの提供】

当社が提供する商品は、元本が確保されていないものや、レバレッジが付されており原資産の値動き以上の損失が発生し、お客様が当社に預託した証拠金以上の損失が発生する可能性があるため、リスクが高い取引と考えられ、すべての方に適切な取引とは言えません。そのため当社としては、このような商品特性やインターネット取引であることを踏まえ、お客様の資産状況や年齢等について、取引開始の基準を設けております。

さらに、口座開設後も、お客様の取引状況を適宜モニタリングし、必要に応じて、ご資産の状況を確認させていただいたり、場合によっては一時的に取引を停止させていただく等の対応をしております。

【取組の概要】

取引開始基準

原則 7【従業員等に対する適切な動機づけの枠組み等】

IG グループは、グループ役職員全員に対して、専門性の維持向上や倫理観の醸成、お客様へのサービスの向上等のため、引き続き社内教育を行ってまいります。

さらに当社としては、上記 IG グループが行う社内教育に加えて、日本における法令遵守やお客様保護等の観点から、当社役職員全員に対して、個人情報保護や AML/CFT（「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策」）、外務員資質向上、商品知識向上等の社内教育を独自に行ってまいります。

以上

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

金融事業者の名称	IG証券株式会社
■取組方針掲載ページの URL	https://a.cdn.net/c/content/dam/publicsites/1698709033348/igcom/jp/files/other/The-policy-for-Client-oriented-Business-Practices-20231031.pdf
■取組状況掲載ページの URL	https://a.cdn.net/c/content/dam/publicsites/1698709033348/igcom/jp/files/other/The-policy-for-Client-oriented-Business-Practices-20231031.pdf

原則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則2	<p>【顧客の最善の利益の追求】</p> <p>金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。</p>	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様本位の業務運営方針 原則2 お客様の最善の利益の追求 ・行動規範 	<p>当社では、役職員一人ひとりに対し、その担当する業務における高度な専門性と高い倫理観を發揮すべく、商品知識の深度化やお客様へのサービスの向上、高い倫理観の醸成を目的とする社内教育を実施しています。また、こうした業務運営が、企業文化として定着することを目的の一つとして「行動規範」を定めています。</p>
	<p>(注)</p> <p>金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。</p>	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様本位の業務運営方針 原則2 お客様の最善の利益の追求 ・お客様本位の業務運営方針 原則3 利益相反の適切な管理 	<p>当社では、お客様の最善の利益を、お客様本位の業務運営方針 原則2で定義し、また当社固有のビジネスモデルである「お客様との取引は原則100%ヘッジされている点」も踏まえ、お客様に対し、国内外の為替・株式・指数・商品等への多様な市場へのアクセスや、お客様のリスク管理に有用な機能の拡充、取引コストの透明化と市場環境に応じた最適化等を通じ、お客様の利益が最善化されることで、当社としても、安定的な顧客基盤の拡充、および収益の確保ができると考えています。</p>
原則3	<p>【利益相反の適切な管理】</p> <p>金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。</p>	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様本位の業務運営方針 原則3 利益相反の適切な管理 ・利益相反管理方針概要 	<p>当社とお客様との取引は、IGグループをカバー先として100%ヘッジされているため、基本的にお客様との利益相反は生じにくいビジネスモデルとなっています。</p>

	<p>金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合 ・販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合 ・同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合 	非該当	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、金融商品等の提供は受けていないため、委託手数料等の授受はありません。 ・当社グループに、運用部門はありません。 	<p>当社は、金融商品等の提供は受けていないため、委託手数料等の授受はありません。</p> <p>また、当社グループに、運用部門はありません。</p>
原則4	<p>【手数料等の明確化】</p> <p>金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。</p>	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様本位の業務運営方針 原則4 手数料等の明確化 ・ご利用案内の中の手数料 ・重要事項説明書 	<p>当社のホームページや「重要事項説明書」等で開示するとともに、お客様からお問い合わせいただいた場合には、判りやすい説明を心掛けています。</p>
原則5	<p>【重要な情報の分かりやすい提供】</p> <p>金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。</p>	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様本位の業務運営方針 原則5 重要な情報の分かりやすい提供 	<p>当社が取り扱う商品は幅広く、かつデリバティブ商品であることを念頭に、提供するサービスのリスクや仕組みをお客様にご理解いただけるよう、当社として、わかりやすい説明を心がけており、学習コンテンツや動画による説明等を行っています。</p>
	<p>(注1)</p> <p>重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品 ・サービスの基本的な利益（リターン）、損失その他のリスク、取引条件 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品 ・サービスの選定理由（顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む） ・顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合 	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・取り扱い金融商品 ・ご利用案内の中の手数料 ・取引開始基準 ・お客様本位の業務運営方針 原則6 お客様にふさわしいサービスの提供 ・お客様本位の業務運営方針 原則3 利益相反の適切な管理 ・利益相反管理方針概要 	<p>当社が取り扱う金融商品については、ホームページに掲載している「取り扱い金融商品」や「ご利用案内」の中「手数料」等で、商品毎の概要や手数料、取引方法、取引時の注意点、損益が発生する仕組み等を説明しています。</p> <p>また、当社が取り扱う金融商品は、一般的にリスクが高い商品と言われており、すべてのお客様に適切な取引とは言い切れないため、お客様の資産状況や年齢等について、「取引開始基準」を定め、こちらもホームページに掲載しています。また、当社との取引を開始した後でも、お客様の取引状況は適宜モニタリングしています。</p> <p>最後に、お客様との利益相反については、前記通り、基本的には生じにくいビジネスモデルではあるものの、「利益相反管理方針概要」として、贈答品や接待も含めた当</p>

	には、その具体的内容（第三者から受け取る手数料等を含む）及びこれが取引又は業務に及ぼす影響			社ポリシーをホームページに掲載しています。
(注2)	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである（（注2）～（注5）は手数料等の情報を提供する場合においても同じ）。	非該当	当社は、提供する商品、および複数の金融商品やサービスをパッケージとして販売・推奨等することは行っていません。	当社は、提供する商品、および複数の金融商品やサービスをパッケージとして販売・推奨等することは行っていません。
(注3)	金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。	実施	・学習コンテンツ	当社が提供するサービスのリスクや仕組みをお客様にご理解いただけるよう、当社ホームページの「学習コンテンツ」では、各項目ごとにコンテンツを分割するだけではなく、YouTube等の動画や、トレーダー心理からのアプローチ等、わかりやすい説明を心掛けています。
(注4)	金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同種の商品の内容と比較することが容易となるように配慮した資料を用いつつ、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。	実施	・取り扱い金融商品	当社で取り扱いの有る金融商品については、ホームページの「取り扱い金融商品」に、各商品毎の一覧を掲載しており、お客様が比較できるようにしています。
(注5)	金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	実施	・重要事項説明書	当社と取引を行うに際し、当社として重要性が高いと考えている情報については、「重要情報説明書」として、ホームページへ個別に掲載しています。

原則6	<p>【顧客にふさわしいサービスの提供】</p> <p>金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。</p>	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様本位の業務運営方針 原則6 お客様にふさわしいサービスの提供・取引開始基準 	<p>当社が提供する商品は、一般的にリスクが高い取引といわれており、すべての方に適切な取引とは言えないため、こうした商品特性等を踏まえ、「取引開始基準」を設けるとともに、取引開始後も、お客様の取引状況を適宜モニタリングしています。</p>
	<p>(注1)</p> <p>金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと ・具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容（手数料を含む）と比較しながら行うこと ・金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと 	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・取引開始基準 	<p>当社が提供する金融商品が、一般的にリスクが高い取引と言われていることを踏まえ、当社のホームページに「取引開始基準」を掲載しています。</p> <p>また当社は、インターネットチャネルのみでのサービスの提供であり、具体的な金融商品・サービスの提案は行っておりません。</p> <p>最後に、お客様との取引を開始した後でも、当社では、お客様の取引状況を適宜モニタリングしており、必要に応じて、当社よりコンタクトさせて頂いています。</p>
	<p>(注2)</p> <p>金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。</p>	非該当	<p>当社は、提供する商品、および複数の金融商品やサービスをパッケージとして販売・推奨等することは行っておりません。</p>	<p>当社は、提供する商品、および複数の金融商品やサービスをパッケージとして販売・推奨等することは行っておりません。</p>
	<p>(注3)</p> <p>金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。</p>	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・取引開始基準 	<p>当社はホームページに「取引開始基準」を掲載しています。</p>
	<p>(注4)</p> <p>金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等</p>	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・取引開始基準 	<p>当社では、ホームページに掲載している「取引開始基準」で、年齢や居住地、常時連絡が取れること、日本語によるコミュニケーション、法律上の行為能力等、当社と取引を開始するにあたっての要件を開示しています。</p>

		が適当かより慎重に審査すべきである。			
(注5)		金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様本位の業務運営方針 原則2 お客様の最善の利益の追求 ・行動規範 ・学習コンテンツ 	<p>当社は、上記原則2でも記載の通り、従業員の商品知識の深度化や高い倫理観の醸成を目的として「行動規範」を定めています。</p> <p>また、お客様が基本的な知識を習得されるための一助として、「学習コンテンツ」を拡充し、その中に「リスク管理」や「CFD取引について」「投資戦略レポート」等を掲載しています。</p>
原則7	【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】	金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様本位の業務運営方針 原則7 従業員等に対する適切な動機づけ等の枠組み等 ・行動規範 	<p>当社では、お客様本位の業務運営方針の原則7 従業員等に対する適切な動機づけ等の枠組み等の中で、法令遵守やお客様保護の観点から社内教育を行っている旨を開示し、また「行動規範」では、当社の従業員に対して誠実義務を課しています。</p>
	(注)	金融事業者は、各原則（これらに付されている注を含む）に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様本位の業務運営方針 原則7 従業員等に対する適切な動機づけ等の枠組み等 ・行動規範 	<p>当社では、お客様本位の業務運営方針をホームページで開示するだけでなく、「行動規範」については、関連する従業員がいつでも参照できる体制としております。</p> <p>またお客様とのやり取りは、すべて記録化されており、事後に検証出来る体制を整備しています。</p>

【照会先】	
部署	コンプライアンス部
連絡先	電話番号：03-4520-8592 メールアドレス：compliance.jp@ig.com